

平成 30 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 9 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 3 月 9 日 午前 11 時 19 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 19 号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

議案第 22 号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

事前質疑

1. 地域の見守り体制について
2. 総合事業について

報告事項

1. パブリックコメントの結果について
2. 可児市子育て健康プラザマーノでの子育て支援について
3. キッズクラブ入室及び保育園入園状況について
4. 第 5 期可児市障がい者計画の策定について
5. 可児市国民健康保険税条例改正関連について
6. 第 3 期可児市特定健康診査等実施計画及び第 2 期可児市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について
7. 平成 30 年第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について
8. 地域支え合い活動助成金交付要綱の改正（案）について
9. 可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 7 期）について
10. 介護保険制度改正に伴う規則の一部改正について

協議事項

1. 常任委員会での課題抽出（所管事務調査事項）について

5. 出席委員 (7名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	田原理 香
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	山田 喜弘	委員	天羽 良明
委員	出口 忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	西田 清美	教育委員会事務局長	長瀬 治義
こども健康部長	井上 さよ子	福祉課長	大澤 勇雄
国保年金課長	高木 和博	高齢福祉課長	伊左次 敏宏
健康増進課長	小栗 正好	子育て支援課長	尾関 邦彦
こども課長	河地 直樹		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	杉山 修	議会事務局 議会総務課長	松倉 良典
議会事務局 書記	服部 賢介	議会事務局 書記	山口 紀子

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も、挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第 19 号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 19 号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料といたしましては、資料番号 1 の 10 ページ及び資料番号 6 の 1 ページをごらんください。資料番号 1 には、条文の新旧対照表を載せていただいております。

改正の詳細は、資料番号 6 で説明させていただきます。

まず改正内容ですが、第 5 条の医療分の均等割額を 1 人当たり現行の 2 万 9,000 円から 2 万 5,200 円と 3,800 円引き下げるものでございます。

第 10 条の介護分の均等割額を 1 人当たり現行の 7,200 円から 1 万 1,000 円とし、3,800 円引き上げるものでございます。

税率改正の趣旨について説明させていただきます。

まず前提といたしまして、国民健康保険の被保険者は 3 つの分類に分かれております。40 歳未満の介護保険の適用がない方、40 歳から 64 歳の介護 2 号被保険者の方、65 歳から 74 歳の介護 1 号被保険者の方がいらっしゃいます。国民健康保険制度改正により、各市町村は県に国民健康保険事業費納付金を支払うこととなりますが、この納付金は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 区分に分かれております。このうち介護納付金分については、40 歳から 64 歳の介護 2 号被保険者の方の保険税を財源に県に支払うことになり、介護 2 号被保険者の保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の 3 区分、それ以外の方は医療分と後期高齢者支援金分の 2 区分となります。

現行税率で試算した平成 30 年度の保険税収納見込み額と、県から示されました平成 30 年度納付金に基づく保険税必要額を試算した結果、介護納付金分に対して 1 人当たり 3,800 円不足し、医療分と後期高齢者支援金分は充足するという結果となりました。つまり、40 歳以上 65 歳未満の介護 2 号被保険者の 1 人当たり保険税が 3,800 円不足するということになります。

このため、介護分の保険税均等割額を 3,800 円増額して不足分を充足させます。これでは介護 2 号被保険者が増税となってしまうため、医療分で均等割額を 3,800 円減額します。その結果、税率としては医療分が下がり、後期高齢者支援金分は据え置き、介護分は上がるこ

とになります。介護2号被保険者については、所得や世帯構成が前年度と同じであれば据え置きとなり、介護2号被保険者以外の方は3,800円の減税となります。

次に第23条です。こちらは国民健康保険の軽減に関する規定でございます。

軽減の仕組みとしましては、国民健康保険世帯の加入者の所得の合計が一定基準以下であれば、均等割額、平等割額については、7割、5割、2割の軽減が受けられるというもので、先ほどの税率改正により均等割額を改正いたしますので、それに合わせて軽減額を改正するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第19号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 説明ありがとうございました。

そうすると、大体でいいわけなんですけど、値上げになる人と、それから下がる人と、そのままだと、どのぐらいの割合になりますか。世帯ですけど。

○福祉部長（西田清美君） ちょっと課長が後から詳細を説明する前にお答えさせていただきますが、値上げになる人はおりません。介護分が3,800円上がって医療分が下がりますので、最低でも据え置きでございます。40歳未満の方々については1人当たり3,800円の減額ということでございます。以上です。

○国保年金課長（高木和博君） 12月現在の被保険者数でございますが、今部長が申し上げましたように、介護保険2号被保険者の方は6,137人見えます。それから、介護保険対象外、つまり0歳から39歳の方が5,228人、それと65歳以上74歳以下の介護保険1号被保険者の方が1万1,365人いらっしゃいます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 議案第 20 号について御説明をさせていただきます。

資料番号 6 の提出議案説明書の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の改正趣旨でございますが、厚生労働省令により本条例の基準となっております指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等というものがございまして、これが改正されますので、本条例の一部を改正するものでございます。

初めに介護予防支援ということでございますが、平たく申し上げますと、包括支援センターが要支援認定を受けられた方に対して行うケアマネジメントのことですので、よろしくお願いたします。

内容を御説明させていただきます。

資料番号 1 番の 13 ページをごらんください。

初めに、第 3 条基本方針のところでございますが、第 4 項で障がい福祉サービスを利用されてきた方が介護保険サービスを利用される場合などにおけます介護予防支援事業所、いわゆる地域包括支援センターでございますが、ここの職員と障がい福祉制度の相談支援専門員との連携を推進するため、連携に努める必要がある旨を明確にしたものでございます。

続いて 14 ページに移りまして、第 7 条の内容は、第 2 項のところ利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対してケアプランに位置づける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明しなければならないということを定めております。

また、第 3 項を追加しまして、入院時の医療機関との連携推進ということを目的としておりますが、利用者の方が入院される際には、担当の職員の氏名を病院に伝えていただくよう求めなければならないことを定めております。

同条第 4 項以降は、項ずれを訂正するものでございます。

15 ページに移りまして、第 31 条でございますが、これは号ずれを訂正いたします。

第 33 条、具体的取扱方針のところでございますが、第 9 号でサービス担当者会議について、利用者及びその家族の参加を基本とする旨を定めております。

それから、第 15 号を追加しまして、担当職員が介護予防サービス事業所から情報を受けた際に必要な場合、利用者の服薬状況とか、口腔機能その他の利用者の心身の情報で必要と判断することを、利用者の同意を得た上で主治医、歯科医師、薬剤師に情報提供することを定めたものでございます。平常時からの医療との連携を今以上に強めていくという意味合いでございます。

また、第 23 号を追加しまして、平常時からの医療機関との連携、同じ目的ですが、利用者が医療系サービスを希望されている場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるこ

ととされておりますが、この意見を求めた場合はケアプランを主治医に交付しなければならないということを定めております。

主な改正内容は以上でございますが、この条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 20 号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 済みません、ここと直接には関係ないかもしれませんが、この障がいのある方が 65 歳になったら、こっちの介護サービスに移って負担がふえるというか、今まで無料だった障がい者のサービスが、今度は 1 割負担ということですので、ここについては何も変わってくることは、この条例ではありませんよね。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この条例上は出てまいりませんが、制度としまして、通所介護あるいは訪問介護、短期入所といったサービスにつきましては、共生型サービスというものが位置づけられまして、障がい福祉のサービス事業所が介護保険のサービス事業所の指定がとれるというような改正が別途ございますので、そのあたりは影響するところかというふうに思います。

○副委員長（田原理香君） 16 ページの第 9 号ですが、このところで下線の利用者及びその他その家族の参加を基本としつつというふうに、こちらは家族の参加がということが書いてありますが、利用者によっては、家族と考え方が相反しているということをよく見聞きしますし、実際、自分もそんな経験もあります。その利用者がもし要らないということがあれば、それはそれでオーケーなんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今回、改正でこれをうたい込みますが、従前より利用者、あるいは家族の方の参加というのは求めてきているところです。

このところは基本としつつということですので、言葉のとおりというふうで御判断いただければと思います。

○副委員長（田原理香君） もう一つ、済みません、14 ページのところで第 7 条のところで、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよということなんですが、やはり可児市でも、これまで事業所とそういう結託するようなことがあったんでしょうか。そういったことが見受けられたんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 特にこれで問題が生じているというふうに認識しているわけではございませんが、一部、例えばサービス付きの住宅でありますとか、有料老人ホームというようなところが、やはり連動するサービスということを位置づけている部分は状況としてあろうかと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） 今のところは、いわゆる囲い込みとかいう話でしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） そこを国のほうとしては、囲い込みと言われるそういう言葉で表現されるようなことが起こることがないような配慮というところで考えていただいてよろしいかと思えます。

○委員（山田喜弘君） 17 ページの最後の新規の追加された項目ですけれども、これは逆に
お医者さんとかがこのケアプランをもらったらどういうふうにご利用していくということにな
るんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） これはちょっと想定のところが含まれるかもしれませんが、
自分の患者さんがどういった介護サービスを使って生活していращやるのかということ
を理解していただくということ、それからその方の状況の変化に応じて、入退院ということも
将来的には出てくると思いますが、その際に、誰が主担当のケアマネジャーさんであるのか
ということを理解していただけますし、連携を確保していくという上では、介護サービスの
利用状況を先生方にも御理解いただくということが目的かなというところでございます。

○委員（山田喜弘君） 逆に、そういうのを見てお医者さんからケアマネジャーに助言するみ
たいなことを想定はされるんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） それも当然想定としてあると思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、討論を終了いたします。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 20 号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたし
ました。

続きまして、議案第 21 号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 議案第 21 号につきまして説明をさせていただきます。

資料番号 6 の提出議案説明書 2 ページをごらんください。

この条例の制定趣旨でございますが、平成 26 年の介護保険法の一部改正を受けてこの 4 月から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されます。これを受けてこの条例を定めるところでございます。

初めに、居宅介護支援ということですが、これも平たく申し上げますとケアマネジャーさんが要介護の認定を受けられた方に対して行うケアマネジメントのことで、現在、市内には 26 の事業所がございます。

それでは、内容について御説明をいたします。資料番号 1 の 18 ページからごらんください。主なところをかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、第 4 条で基本方針を定めております。19 ページのほうへ移りますが、同条第 4 項の中で、さっきの議案第 20 号と同様、障がい福祉制度の相談支援専門員との連携を推進するため、連携に努める必要がある旨を規定しております。

19 ページ、第 5 条では、利用者の数による従業員の員数を定めておりますし、第 6 条では管理者の設置と資格等について定めております。管理者につきましては、3 年の経過措置期間を設けますが、主任ケアマネジャーであることを要件としております。

第 7 条では、居宅介護支援を開始する際の手続の説明及び同意について規定しております。同条第 2 項では、ケアプランに位置づける介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明しなければならないこと、また第 3 項では入院時の医療機関との連携推進のための方策が定められております。

少し飛びますが 21 ページ、第 15 条でございますが、居宅介護支援の基本取り扱い方針を定めております。要介護状態の軽減と悪化防止はもちろん、医療サービスとの連携確保を求めています。

22 ページ、第 16 条では、居宅介護支援の具体的取り扱い方針を定めております。主な内容としまして、第 4 号で介護保険以外の保健医療サービス、福祉サービス、地域の住民によるサービスの利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めることを、また第 9 号では、サービス担当者会議における利用者等の参加を基本とする旨を定めております。先ほどの議案第 20 号とこのあたりは考え方が一緒でございます。

23 ページの第 10 号でございますが、居宅サービス計画を内容について利用者等に対する説明と同意を得ること、また第 14 号では利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身の状況で必要と判断することを、同意を得た上で主治医に情報提供することを定めております。

第 18 号、第 19 号では、入所、あるいは退所時の援助を定め、第 20 号では訪問回数の多いケアプランについて市に届け出をしなければならないことを定めております。なお、この項目につきましては、厚生労働大臣の定める回数が平成 30 年 4 月に示されることとなりますことと、その周知期間が必要ということで、施行日がこの項目だけ平成 30 年 10 月からとされております。

第 21 号では、平常時からの医療機関との連携を推進するために、利用者が医療系のサー

ビスを希望される場合、同意を得て主治医に意見を求めることを、また第 22 号では、その際にケアプランを主治医に交付しなければならないということを定めております。

26 ページ、第 21 条では運営規程に掲げるべき事項を規定しております。

第 6 号の苦情に対応するために講ずる措置というところがございますが、これは岐阜県条例で独自に定めていたものを、引き続き市においても引き継いでいくということで定めております。

第 26 条では、利用者に関する秘密の保持について定めております。

27 ページ、第 28 条では、特定の居宅サービス事業所からの利益收受の禁止について定めております。

第 29 条では、利用者等からの苦情があった場合の、また第 30 条では事故が発生した際の対応方法等について定めております。

28 ページ、第 32 条では、整備しなければならない記録について定めておりますが、記録の保存期間について、5 年間保存しなければならないと定めているのは、これも岐阜県独自の基準でございましたが、これも引き継いでいくこととしております。不正受給等があった場合に 5 年間遡及するということがございますので、ここは 5 年と定めております。

主な内容は以上でございますが、この条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 21 号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 物すごくたくさんあるので、何かいいことも悪いこともごちゃまぜにしてあるような感じがしますが、お伺いしたいのは、指定居宅支援等の事業の人員ということで、これをやると具体的に何がどう変わるんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 冒頭申し上げましたように、今まで都道府県の指定でございましたものが市町村指定になるということでございます。内容につきましては、ほとんど岐阜県条例のものをそのまま持ってきておりますし、それに加えて、今回の制度改正に対応した部分を織り込んでおるといった内容でございますので、その部分においては、今までと直接市民の方等については変わるところはないかというふうに思っております。

市町村の指定になりますと、市町村から居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネジャー事業所に対して、市の方針でありますとか、市からこういうことをお願いしたいというふうなことを伝える機会を設けることもできますし、直接それがしやすくなるという点では、市にとってはメリットがあるというところかと思えます。

○委員（富田牧子君） そうすると、条例のボリュームはすごくたくさんあるけれども、県の条例とほとんど変わらなくて、ただ新たに盛り込んだところとして、第 16 条のこの訪問回数 of 届け出の話ですよ。それが新たにここに入っているという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御指摘のところもそうですし、今御説明させていただいた内容で、議案の第 20 号で先ほど御説明をした部分と重複するような説明があったと思いま

すが、そういったところが今回の制度改正に対応している部分でございます。

○委員（富田牧子君） 午前中のときにもちょっと訪問回数のお話をやりまして、まだ国が決めるのは決まっていないということですが、これによってすごく心配されるのは、例えば認知症の方ですね。認知症の方はやっぱり1回行ったら終わりということにはならないと思うんですね。時間を置いてまた行くとか、そういう症状だから、そういうことが制限されるのではないかと、これを非常に思ってみえる方もあるわけですが、そこら辺はどうですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この訪問介護の回数につきましては、生活援助中心型の訪問介護の回数に一定の制限をかけていくという考え方で設けられたものですので、身体介助、そういったものに対する取り扱いではございません。

世間で、報道等でされていると思いますけれども、いわゆるサービスつきの高齢者住宅等において、自分のところの事業所の生活援助を非常に多く位置づけているところのチェック機能というようなのが改正の趣旨にあるかと思えます。

○委員（富田牧子君） そういう多くやっているところを規制するという意味はあるかもしれませんが、このことによって、実際にはやっぱり生活援助が少なくなって困るという人は絶対出てくるはずだと思うんですね。身体介護と言われたけど、認知症の人は身体介護は余り必要じゃないと思うわけです。だから、生活援助のほうだから、そういうことで1日に1回短時間しか訪問してもらえなくて、あと放置されていて、大変困った状態になるということだってあり得ると思うんですが、そこら辺はどう考えてこういうことを出しているんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今回の改正は、規制というよりも、回数が多いものを位置づけたときには、市町村に届け出してくださいということです。それで、現在でもサービスの利用が極端に偏るというようなことにつきましては減算というような取り扱いもある中で、それも機械的に行うということではなくて、担当者が集まりまして必要性の確認を行って、必要だという判断をしたものについては減算対象にしないという取り扱いにしておりますので、同様な取り扱いになっていくのかなというふうに思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） まず冒頭の趣旨の説明ですが、条例の第1条と、そのまま議案の説明書もそうなっていますが、これってもうちょっと平たく、平たくというか、ほかの都市なんかは、変わることを意味として、指定権限の市町村への移行は、保険者機能強化の観点から市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的とするものですみたいなことが書いてあるので、そういうことを踏まえて説明してもらったほうが良いと思うんですが、どうですか。まずこの説明について。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 条例の提出議案の説明書等での記載の仕方ということですので、済みません、御指摘のところは今後気をつけてまいりたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにありますか。

○委員（山田喜弘君） これが変わったときに、事業者等への説明とか、そういうパンフレット等はどんな準備になるんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今の予定しているところでは、3月の終わりに事業者の方にお集まりいただいて説明会をしたいというふうに思っております。

○委員（山田喜弘君） 4月1日から始まるので、3月で間に合うということですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 時期的には、それで十分間に合っています。

○副委員長（田原理香君） こういった条例にあって、例えば指定居宅介護事業者が広告をするのに、ちょっと虚偽であってはならないと書いてありますが、これは最終的にどなたが見て、ふだんからこれはどういうふうにしてチェックされるのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 過大な表現であったりということですので、それは当然職員側で市のほうで確認をする中で、そういったことがあれば事業者と話をして確認をしていくということになってまいります。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

○副委員長（田原理香君） 23 ページの上のほうのところで、ちょっとこのあたりをもう一回わかりやすく説明してください。

それは、担当者から専門的な見地で意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況により云々と書いてあるところの、末期の悪性腫瘍の患者に限ると、これはみとりということも入ると思うんですが、ちょっとこのあたりを御説明いただけますでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 第9号のサービス担当者会議のところだと思いますが、基本的には担当者から専門的な見地から意見を求めるんですけども、今言われる利用者の心身の状況で、やむを得ない場合は担当者に対する照会等により意見を求めることができるということを定めているものですね。

基本は、担当者会議に来てくださいということですけども、やむを得ない場合については、意見をあらかじめ求めて、その会議に臨みなさいという意味合いですね。

○委員（富田牧子君） これはすごいたくさんという、今山田委員がどうやって説明するかという話を、事業者にそういう話もされたと思うんですけども、これをやると、その事業者の事務量が大変な量になるのではないかというふうに私は思うんですけども、大変細かいところまで、それは必要かもしれませんが、こんなにいろいろ決めて、さらにこれから居宅介護のことをやっていこうと思うような事業者が出てくるのでしょうか。

今、ニチイ学館も全国から結構たくさん撤退しているんですけど、今まで生活援助をいろいろ一生懸命やっていた、そういうところの撤退にはつながりませんか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 私どもから説明をさせていただくのは、今まで3月まで県指定の中で行っていただいていたことと、4月以降、市の指定になる場合の今回制度改正も含めた部分の説明ということになりますので、それ以外のところは基本的には変わらないということでございます。

加えて、市から、今総合事業等が始まっておりますので、そのあたりについて方針と申しますか、今後、地域との連携でありますとか、医療との連携といったところの意味合いをお伝えしていくということで考えておりますので、この全ての項目はもう既に、基本的には県条例のもと、各事業者は理解して実施をいただいておりますので、この全ての項目はもう既に、基本的には県条例のもと、各事業者は理解して実施をいただいておりますので、この全ての項目はもう既に、基本的には県条例のもと、各事業者は理解して実施をいただいておりますので、この全ての項目はもう既に、基本的には県条例のもと、各事業者は理解して実施をいただいております。

○委員（富田牧子君） さっきちょっと聞くのを忘れてましたが、生活援助ですけど、これって単価は下がるんですね。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 生活援助のほうは下がるというふうに情報をもたらしております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○委員（山田喜弘君） 冒頭に聞く必要があったんですが、これは県条例そのままということの理解ですけれども、市独自で変えたところというのは全くないということの理解でいいですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 基本的なところは県条例をそのまま継承しておりますので、基本的なところという、ちょっとぼやかした言い方で済みません。そのまま引き継いでおりますので、はい、ございません。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 県条例をそのままという、それにつけ加えたということもあるという話でしたけれども、そもそもやっぱり今回の国の介護の改悪の中で、生活援助の単価を下げ、それで時間数も減らすということは、大変大きなことだと私は思うんです。

特に認知症の方とか、おひとり暮らしの方、本当にそういうことでちゃんとできるのかということは大変心配です。この生活援助の引き下げが入っておりますので、この条例には反対です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございますか。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたしますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 21 号 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで午前中はここまでといたしまして、午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午後 0 時 00 分

再開 午後 0 時 57 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、議案第 22 号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） お願いいたします。

説明資料としては、資料番号 1 の 30 ページ、資料番号 6 の 3 ページをごらんください。資料番号 1 には、条文の新旧対照表を載せてございます。

改正の詳細については、資料番号 6 で説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正されることに伴いまして改正するものでございます。

平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなります。そこで、都道府県に設置される協議会の審議事項と、市町村に設置される協議会の審議事項が整理されました。県に設置される運営協議会の審議事項は、国保事業費納付金の決定と徴収、国保運営方針の作成、そのほか重要事項でございます。市町村の審議事項といたしましては、保険税の賦課・徴収、保険給付に係るもの、そのほか重要事項となっております。

改正内容といたしましては、第 1 条、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改めます。

新たに第 2 条第 1 項を設けまして、市における国民健康保険運営協議会を可児市国民健康保険運営協議会と定義するものでございます。

施行日は平成 30 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 22 号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 第 1 条の「の事務」とした理由をもうちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○国保年金課長（高木和博君） 従前は、国民健康保険というふうだけでうたっておりましたけれども、新たに国のほうからの条例案で事務を追加せよということで事務を入れておりま

す。

○福祉部長（西田清美君） ちょっと補足をさせていただきますと、第1条の最初のところに、市が行うということで、今度は県の事務もできたということで、明確に区別するため市が行うと入れて事務を追加したものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第22号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） お願いいたします。

説明資料としては資料番号1の32ページ、資料番号6の3ページをごらんください。

資料番号1には、条文の新旧対照表を載せております。

改正の詳細は、資料番号6で説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されることに伴いまして改正するもので、住所地特例に係る事務の取り扱いが変わるものでございます。

住所地特例とは、被保険者が病院や介護施設等への入所に伴いまして住所を変更した場合でも、従前地の被保険者の資格が継続されるものでございます。病院等が多く所在する地域の保険者の医療給付がふえることで生じる財政負担の不均衡を調整する仕組みでございます。

改正内容は、第3条の国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けていた方が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行された場合、当該市町村の所属する区域内の広域連合は、引き続き住所地特例を適用するものでございます。

また、附則第2条につきましては、平成20年度の限定の規定であるため、今回の改正にあわせて削除するものでございます。

施行日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第23号に対する質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方お願いいたします。討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第23号 可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 議案第24号の御説明をさせていただきます。

この条例の改正趣旨でございますが、3年ごとに策定することとしております介護保険の事業計画、次期第7期でございますが、これの策定に伴いまして介護保険料を改定するものでございます。

内容について御説明をさせていただきます。資料番号1番の35ページをごらんください。

初めに介護保険料の改定につきましては、第2条のところでございます。第2条の内容は、別添資料にまとめてございますので、本日、事前にお配りをさせていただいておりますが、教育福祉委員会資料の1-1をごらんください。

資料の左側の欄に現行第6期、平成27年度から平成29年度でございますが、こちらが左側でございます。右側に第7期、平成30年度から平成32年度の保険料の金額を載せてございます。17に分けてございます段階は、第6期とそのままでございますが、第8段階と第9段階の境界となっております合計所得金額、従前は290万円を使っておりましたが、ここ

を 300 万円に改めます。ここの部分は国の標準的所得段階において同様の改正が行われておりますので、それに合わせて市のほうも 300 万円に改めたものでございます。

保険料の金額につきましては、中ほどの基準段階、第 5 段階というところでございますが、ここの金額で年額 6 万 6,000 円、月額 5,500 円に設定させていただきました。現行第 6 期との比較で申し上げますと、年額で 3,600 円、月額で 300 円の増額となります。保険料の算定につきましては、後ほどもう少し説明をさせていただきたいと思っております。

議案のほうに戻っていただきまして、35 ページをお願いします。

第 2 条の第 6 号中、アのところです。36 ページのほうですが、ただし書き以降のところ、下線が引いてございますが、ここの改正につきましては、昨年改正をしております、そのときの改正としては附則に第 6 条として定めておりましたが、今回の改正にあわせて本則の中に記載をいたします。いわゆる合計所得金額の捉え方が、土地等の長期譲渡所得があった場合の特別控除がある場合は、控除した額を使うということでございます、昨年説明させていただいているところでございます。

改正内容の 2 点目は、37 ページの第 9 条のところでございます。

ここは保険料の減免を定めた部分でございますが、第 1 項第 6 号に刑事施設等の施設に拘禁された者を追加いたします。被収容者につきましては、公費により必要な措置がなされており、介護給付を受けることが想定しにくいということから、保険料の減免を行うことが適当である旨の方針が国のほうから示されたことによる改正でございます。

続きまして、第 13 条の改正でございますが、従前第 1 号被保険者に限定しておりましたところを第 2 号被保険者まで拡大していくということですが、内容は被保険者資格、保険給付、保険料等に係る市町村の質問検査権につきまして、範囲を拡大していくというものでございます。具体的な事例は、さほどございませんが介護保険法の改正に伴うもので、第 2 号被保険者においてもサービスを利用される方がふれていることによる改正でございます。

38 ページ、附則以降につきましては条文の整備のみでございます。

それでは、介護保険料の算定につきましてもう少し説明をさせていただきます。

保険料金額の算定につきましては、一般質問の答弁でも説明をさせていただいておりますが、本日の先ほど見ていただいた委員会資料の 1-2、先ほど見ていただいたものの裏面にまとめてございます。

保険料の算定方法は、平成 30 年度から平成 32 年度までの介護給付費と、地域支援事業費の総額を見込みまして、またこの間に行われる制度改正などの影響額を加味した上で、第 1 号被保険者に負担していただくべき金額を算出しまして、第 1 号被保険者数で割るということで計算いたします。

平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間の本市の介護給付費及び地域支援事業費の合計額は、今見ていただいております資料の一番上の表の左から 3 列目、216 億 2,600 万円ほど見込んでおります。この金額に対しまして 65 歳以上の第 1 号被保険者で負担いただく割合が原則 23%でございますが、これと国の財政調整交付金によりまして調整され、第 1 号被保険

者で負担していただくこととなる割合が 4.37%ほどございます。これを足し合わせた 27.39%の金額を出しますと、ここに書いてございませんが、59 億 2,300 万円ほどになります。そして、この金額から現在介護給付金準備基金で保有しております金額、4 億 8,200 万円ほどございますが、そこから 4 億 4,000 万円を取り崩し、先ほど 59 億円と言いましたがその金額から差し引きをしまして、加えて保険料の収納率を勘案しますと、55 億 9,500 万円という金額が出てまいります。この金額を 3 年間の第 1 号被保険者の延べ人数が想定で 8 万 4,707 人としましたが、この人数で割りますと年額が 6 万 6,000 円ということとなります。これが先ほど新旧の表で見てくださいました基準段階の保険料の年額となります。

今申し上げました計算過程で、介護給付費準備基金からの繰り入れを申し上げましたが、繰り入れをしなければこの金額は月額 5,500 円のところが 5,940 円となっていました。この金額ではちょっと高いということで、基金を活用していくということといたしました。現行の第 6 期との比較で 300 円の値上げでございますが、基金を考慮しないと実質 740 円ほどの値上げが必要だったという状況でございますが、その要因につきましては、今見いただいている表の中ほどに要因別に記載しておりますが、一般質問で御説明をさせていただいたとおりでございます。

県下の市の状況としましては、1 月時点でのまとめしか情報が私のほうはありませんが、広域で運営している市を除く県下 19 市ございますが、その中で高いほうから 11 番目という状況で、ちょうど中ほどより少し下というのが 1 月時点の状況でございます。

また、県内の市町村の単純平均をしますと、この一番下の表に書いてございますように 5,532 円というふうになっております。

説明は以上でございますが、この条例の施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 24 号に対する質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。

○委員（富田牧子君） 先ほど説明していただいた資料 1－2 でお聞きするんですが、新たに施設ができるということなんですけど、現在のところ、施設待ちの人はどれぐらいいるのかということと、特別養護老人ホームへの入所が要介護 3 以上ということになったんで、入れない人がいろいろ出てきたと思うんですけど、ここら辺のグループホームとか、看護小規模多機能というところどれぐらいの人が入れるんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 待機者の人数につきましては、基本は統計上出しはしますけれども、実際、以前にもお話ししたかもしれませんけれども、申し込みをして待機をしてみえる方もお声かけをすると、今の時点はまだいいよというような方もいらっしゃるんで、そういったところで正確な数ということちょっと難しいところではございますが、毎年調べている状況の調査では、たしか 300 人前後だったというふうに記憶をしております。

それから、新しい施設としては、ここに書いてございますように、特別養護老人ホームは 2 つで、定員は 29 名ずつで 2 つ、2 棟 58 床でございますが、グループホームは 1 棟で 18

人でございます。それから、看護小規模多機能につきましては、これは入所系のものではございませんので、泊まりも含めながら、通いも訪問もサービスを組み合わせて提供していくという、今、可児市内にないものでございます。定員はございますけれども、後ほど定員のほうは確認してお伝えしたいと思います。たしか 29 名だったと記憶しておりますが、ちょっと確認をさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質問のある方。

○委員（富田牧子君） 先ほどお聞きしたのは、要介護 3 以上じゃないと特別養護老人ホームには入れませんが、このグループホームとか、それから私もこれが施設だと思ったんで、看護小規模多機能というの、それはどれぐらいの要介護度で入られるわけですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） あわせて回答させていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ただいまの質問については後で回答をいただくということで、ほかに質疑のある方をお願いします。

○委員（山田喜弘君） 今、説明の中で、国のほうが 290 万円から 300 万円へ合計所得金額を変えたということですが、これについてはどういう理由だったのでしょうか。わかれば説明を。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 国は標準段階というのを設定しておるわけで、その中で変えてきたんですけれども、じゃあその標準段階がどうやって設定されているのかということだと思うんですが、日本全体の中で、この段階には何人ということ国を以て試算しているようで、それに合わせたところで 300 万円を切ってきているというふうに認識しております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○委員（富田牧子君） 資料 1-1 のほうでお願いしたいと思いますけど、この前、国のほうから、低所得のほうに対して補助がたしか出ていたと思うんですが、第 1 段階に。本当は第 3 段階ぐらいまで出るような話があったようだけど立ち消えになっておって、第 1 段階だけ何か補助金が出るような話でしたけど、それはどうなったのかということと、やっぱり所得が少なくて、例えば第 2 段階ですけど 80 万円を超えて 120 万円以下というんですけども、私のところ、息子はまだ介護保険料を払う年齢には行きませんが、96 万円なんですよね、障害者年金でもらえる所得というのが。それで、国民健康保険は 2 万 2,000 円ぐらいだったと思うんですけど、払っているのが。なおかつそれにもし 65 歳になったとすると、4 万 2,900 円も払わなきゃいけないと、いかにも高いと思うんですけど、どうですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御質問の 1 点目の低所得の方に対する介護保険料の軽減策ということですが、今ごらんの資料 1-1 で見ていただきますと、第 1 段階は 0.45 という割合で金額を設定しております。ここは原則といいますか、本則は 0.50 です。それで、消費税 8% が導入されたときに、ここを 5% 公費で負担しようというこの制度が今も継続しております。条例上も本則の中では、3 万 3,000 円というふうに書いておりますが、本当はその金額ということです。

それで、今、そのときには既に消費税 10%ということ想定した上で、第3段階まで案が出ておりましたが、消費税の見送りがされていく中で、第2段階、第3段階につきましては、軽減という制度がないという状況が続いております。また、平成32年でしたか、10%の改定がなされたときには、第3段階まで行くものというふうに認識をしております。

それから、御質問2点目の第2段階の4万2,900円というところですが、実際の生活の中でということ考えると、決して安い金額ではないというふうに私のほうも思っておりますけれども、これは国の基準なんかはちょっと今手元になんですけど、国の先ほど申しあげました標準の段階でいいますと、第2、第3、第4とも国より低い割合を可児市は設定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○委員（山田喜弘君） ちょっと確認のため。

36 ページのアのところですけども、これは特別措置法の控除が今まではなくて、介護保険料を算定していたということなのか、これは新たに追加したということによかったですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 平成28年度までは特別控除は適用しないで計算をしておりましたが、平成29年3月に条例のほうを改正させていただいて、附則に控除後という取り扱いをするということを入れさせていただいておりますので、平成29年度は同様の扱いをさせていただいております。

○委員（山田喜弘君） それを附則から本則へ持ってきたということでもいいですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） はい。今言われたとおりです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 37 ページの質問検査権の件ですけど、第13条でしたか。当面想定するというか拡大するというのは、この被保険者が1号と2号となったからということなのか、たださなければならぬ、想定するものがあるのかどうかというのはどうですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 第2号被保険者の方を含めていく理由を考えると、例えばサービスを使ってみて、そのサービスの提供に当たって何か必要で聞くことがある場合というようなことぐらいしか想定できるところはないのかなというふうに思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

なければ、質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） いろいろ努力していただいて、基金も取り崩して、値上げ幅を少なくしたということは大変認めるところですけど、また17段階までであるというのは、大垣市は11段階までしかないと聞きましたので、うちのほうがきめ細かいというか、向こうのほう

が金持ちが多いかもしれませんが、それだけ、よくわかりませんが、そういうこともやっていたくのはまた本当にありがたいことだと思うんですけども、一方で、先ほど私が前の議案のところで言いましたように、例えば生活援助が削られるとか、そういうふうで、前々から言っていますように、本当に介護はなくて保険があるというような感じで、介護と給付をどんどんサービス内容を切り縮めていっておりますので、使えるサービスが本当に縮小されてくるような感じで、この値上げには私は反対をするところです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論もないようですので、討論を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 24 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査をいたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。ありがとうございました。

休憩 午後 1 時 25 分

再開 午後 1 時 30 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、議案第 24 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例に関しましての質疑について、回答のほうをお願いいたします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 先ほどの富田委員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど私、特別養護老人ホームの待機者の数を 300 人前後だというお話をさせていただきましたが、済みません、平成 29 年の 6 月の時点の調査でございますが、198 人という数字となっております。ここ数年、統計上の数字は減少傾向となっております。

それから、看護小規模多機能型の介護ですが、定員は 29 名です。新しいサービスですが、

こちらのほうは介護度は要支援の方から使えるというものでございますし、グループホームにつきましては、要支援の2からずうっと上のほうまでということでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（富田牧子君） はい。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、事前質疑に移ります。

1 問目の地域の見守り体制についてを議題とします。

質問者であります田原委員より質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田原理香君） 私からは地域の見守り体制です。

以前、災害時援護者として申請の際に2人の協力員が登録されました。見守られる側としては安心できるという評判のいい制度でしたが、今はありません。こうした確実性のある見守りは大切だと考えますが、市はどう考えるでしょうか。

例えば、今、地域の中でも声をかけるとか、見守りの体制もあるところはあるんですが、例えばピンポンと押した、または電話をして出なかった、きっと息子さんたちのところに行っていらっしゃるかもしれないよね、ちょっとお買い物かも、ちょっと御旅行かもしれませんよねというところで、確実にいるとかいないとかということがわかるようにはなっておりません。こうした確実性のある見守り、誰かが見るであろう、誰かがではなくて確実性のある見守りということが大切だと思い、こういった質問をするところです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○福祉課長（大澤勇雄君） 平成 20 年から災害が発生したとき、安否確認などの支援を希望する方を手挙げ方式で登録する災害時要援護者制度を実施し、この制度の中で災害発生時及び災害が発生しそうな場合において、要援護者の安否確認を行っていただく安心パートナーという地域支援者を同時に登録してまいりました。

平成 25 年6月に災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方、要配慮者のうち災害発生時の避難等に支援を要する方の名簿、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。本市では、平成 27 年度から避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や民生委員へ配付し毎年更新を行っております。そのため、災害時要援護者制度による安心パートナーの登録は行っておりません。

避難行動要支援者名簿については、大規模災害が発生した場合、緊急を要する場合に情報を開示する名簿と、事前に平常時に訓練等に利用することについて、対象者の同意を得て支援関係者に情報提供を行う2種類の名簿を作成しております。事前同意をされる方においては、あわせて避難行動要支援者台帳の提出もしていただいております。その台帳には要配慮事項、家族の情報、寝室の位置、支援者の同意を得て2名の支援者情報の登録もいただいております。これは、災害時要援護者制度よりも情報量も多く、またそれ以上のものと考えております。また、民生委員が行う要援護者調査においても、緊急時の親族の連絡先等が把握されております。

市の避難行動要支援者名簿の作成、民生委員が行う要援護者調査と平時の要援護者の見守

り活動、また御近所のひとり暮らしの高齢者や児童などをさりげなく見守る地域福祉協力者、また個人のお宅を訪問する民間事業者の事業活動を通じて見守りを行う地域見守り協力事業所、また地域自治会などによる重層的な活動が行われており、より確実な見守り活動が実施されているものと考えます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関し、質疑に移ります。

質疑はよろしいですか。

○副委員長（田原理香君） 私が質問いたしましたのは、そういった二重にも三重にもいろんなところで見守り体制ができていくということはわかっております。ただ、私が言うのはこの確実性のある見守りということです。以前の安心パートナーの方々、一度お年寄りの方々にも何軒か訪問に行ったときに、私はあの人とあの人から守られていると。だから自分がどこかに出かけるとき、娘さんのところに行くとき、旅行に行くときは必ず伝えてから出かけるんだというふうにして、そういうパートナーという仕組みをつくられていたと思います。

今、そういういろんな、例えば地域福祉協力者、自治会や民生委員さんにそこまで言うことはもちろんないでしょうし、この2名の支援者とありましたが、この2名の支援者の方にもちょっと出かけるときに、そこまで言っていくというふうにはなっていないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） 地域の見守りの中で、一部地域ではございますけれど、例えば新聞受けに3日間以上ためないようにとか、これは地域の新聞社の取り組みになるかもしれませんが、そういった面で取り組まれてみえる場所もございます。

それで、やはり一番、私ども福祉課にも情報を寄せられる場合はあるわけなんですけど、おうちの方がなかなか出てこないよとかいうような形で私どもに情報を寄せられる場合がございます。そうした場合には、やはり地域の民生委員さんと情報をやりとりしながら、その家に親族等が見えればその親族の方に連絡をとり、中に入るということについて同意を得ながら、また警察とか消防とも立ち会いながらやっておりますので、こういった面で十分、民生委員さんのお力もかりながらやっているということを考えております。

○副委員長（田原理香君） 民生委員さんは、しょっちゅう行けるわけでもありませんし、施政方針にも孤立させないということがうたわれていたと思います。そういう中で、ここに書いてある確実性があると、郵便受けがたまっている、それから洗濯物が干しっ放しになっている、でも3日間ぐらいは、すぐその日、次の日ぐらいにそれが見つかるかどうかわからない。孤立死させないということにおきましても、そういう確実性のある、必ずあなたにはこの人がちゃんと何かあったときはという確実性が欲しいと思いますし、お年寄りの方々もそういったことを一番不安に思われているんです。多分見てくださるだろう、ひよっとすると隣の隣の隣の人たちは、ちょっとあの人最近出てこないわね、おかしいわねというのはあるかもしれないけれど、すぐに自分を見つけてくれるだろうかというときの何かのときの確実性、すぐその人が緊急通報のシステムに入っているかどうかわかりませんし、いろんな意味で確実性のある見守りということに対して、お年寄りの安心・安全ということもあわせて

お考えいただけたらというふうに思います。

質疑は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次に事前質疑の2. 総合事業についてを議題といたします。

それでは、質問者であります田原委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田原理香君） きょうの予算のところにもちょっと御説明がありましたが、質疑します。

総合事業について。

要支援への生活支援を地域での住民主体の支え合い活動にシフトしていくことについて、どう計画がなされているか。

生活支援活動の支払いを事業者から地域住民の体制が整った地域から順次、介護保険制度からの給付に切りかえることについてどう考えるか。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件についての説明をお願いします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この後、地域支え合い活動助成制度の改正について御説明をさせていただきますが、現在、サロン活動や生活支援サービスを展開されている団体の方々に制度の改正内容について、この後説明をさせていただきます。御理解、御支援をいただける団体には、サービスBという位置づけとして実施していただく予定でございます。

サービスBといいますが、特段今までの活動内容を充実していただかなければならないというものではなくて、サロンなり生活支援なりのサービスについて要支援の認定を受けている方や、総合事業の対象者を地域包括支援センターから対象の方を紹介させていただき、受け入れていただくことができ、またその方々の状況で気になることがあれば地域包括支援センターに連絡をいただく、そのような仕組みを考えております。

こうしていくことで利用される方にとっては、今までは介護保険の事業所による支援だけだったのに加えて地域の皆さんからも支援を受けていただくことができるようになるのではないかとこのように考えております。

また、介護サービス、地域包括支援センターと、地域で活動される方々との連携とか協力体制ができていくことも目的としております。

要支援の認定者や総合事業の対象者のサービスについて、全てを住民主体の支え合い活動にシフトしていくという考えではなくて、できるだけ組み合わせていくことを目指していきたいというふうに考えております。

そして、中にはまだまだお元気な方には、地域の支援や通いの場へ行かれることだけで自立した生活ができる方もいらっしゃるのではないかとこのように考えております。

それから、2点目の御質問の、これも関連するところがありますが、地域住民の体制が整ったところから順次切りかえていくことがどうだということの御質問ですが、12月議会で議員からの一般質問でお答えをさせていただきましたように、地域の支援体制が充実して、組織、サービス内容、スタッフなどが整っておるといふ団体があれば、大変私たちもありが

たく力強く思います。そういうことであれば、総合事業のサービス事業者として活躍していただくこともできるものと考えております。

総合事業のサービスの区分は、現在、訪問型も通所型もそれぞれ現行相当のサービスと緩和した基準によるサービス——サービスAと言っておりますが——がございまして、4月からは、先ほど説明させていただきました地域の支え合い活動から一步踏み出した住民主体によるサービスBというものを設定していくわけですが、サービスAとBの中間に位置するようなサービスを設定していくことも今後は可能だというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 質疑はございませんか。

○副委員長（田原理香君） また後ほど資料もあわせた説明もございまして、またそのとき質問があればいたします。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項1. パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

可児市いじめ防止基本計画及び可児市子ども・子育て支援事業計画の2点について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） よろしくお願いたします。

まず御説明の前に、2月15日の当委員会での答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

富田委員より絆る～むの職員募集に関しまして、応募資格のお問い合わせをいただきました。これに関しまして、特に資格要件はないということでお答えしましたけれども、正しくは保育士や教員免許をお持ちの方、もしくは子育て支援員講習修了者の方としておりましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

12月の当委員会で御説明いたしましたいじめ防止基本方針の見直し案及び子ども・子育て支援事業計画見直し案につきまして、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

まず、いじめ防止基本方針につきましては、意見の提出はございませんでした。

そして、子ども・子育て支援事業計画につきましては、お二人の方から御意見をいただきました。

お手元に資料3-1としまして、お二人の方から提出いただきました御意見とそれに対する市の考え方について、市のホームページに掲載させていただいたものの写しをお配りしております。両面になります。

この事業計画自体は、サービス見込み量と確保量の数値見直しでございまして、お二人からの意見は、計画内容そのものではなく、いずれも幼児が利用されるミッション系の施設へ

の補助や広報を含むサポートを望む御意見でございました。このため、補助につきましては現時点では考えていないこと、また現在行っております市内全域の保育関連の施設情報の広報については、これまでどおり続けていくということをお答えしております。

以上のようなことから、パブリックコメントに伴う計画案の修正などは行いません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑を終了いたしますがよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項２．可児市子育て健康プラザマーノでの子育て支援についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） お願いします。

開館が迫ってまいりました子育て健康プラザ「man o」でございますけれども、man oでの子育て支援につきましてまとめておりますので、簡単に御報告いたします。

資料の３－２になります。

資料につきましては、平成 26 年 10 月に発行しました（仮称）可児駅前子育て・健康・にぎわい施設企画設計書においてお示ししましたものを現状に合わせてリニューアルしたものでございます。

まず 1 枚目でございます。

可児市の子育て世代の安心づくりを実現するための取り組みをまとめたものでございます。つなぐ、まなぶ、かかわるというテーマをそれぞれのライフステージごとに整理し、具体的な取り組みを記載しております。一番下のところには、man oでの取り組みのポイントを示した上で、子育てと健康の総合サポート拠点、多様な市民の交流拠点を目指すこととしております。この資料では、主に取り組んでいる事業などを現状に合わせて修正しましたほか、全体的に文言の修正をしております。

次に 2 枚目でございます。

man oのコンセプトを示したものです。1 枚目で示しました子育てと健康の総合サポート拠点、多様な市民の交流拠点として機能するために、子育て、健康、交流という 3 つの分野での基本的な考え、方向性を示したものでございます。これにつきましても、主に施設名を現状に合わせたり、左下の専門職の配置の部分でございますけれども、職種を具体的に明示したりというような見直しをかけております。

そして、最後に 3 枚目ということになりますけれども、これは補足資料でございますけれども、これは子育て世代包括支援センターの概要を説明したものでございます。

国が母子保健法の改正に伴いまして、市町村に設置を努力義務としております子育て世代包括支援センター、これがm a n oの完成と利用者支援事業に取り組むことによりまして、ハード、ソフトともに整備ができ、設置が完了するというものでございます。

この子育て世代包括支援センターでは、切れ目のない支援の実施のために情報共有と関係機関との連携が大切となってまいります。役割のイメージは、中央の図にありますように、センターが市民と関係機関の間に位置し、市民からは相談を受けるとともに助言・指導を行います。また、関係機関に対しましては、情報提供や連携を進めるというものでございます。可児市の支援センターでは、行政で取り組む部分と民間に委託する市民支援室、ここでの取り組みも合わせて全体を支援センターとして位置づける予定でございます。

資料の一番下にありますように、これまで行ってきました取り組み事業と合わせまして妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の実施に努めてまいりたいと考えております。

概要につきましては以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

○委員（富田牧子君） この3枚目の可児市子育て世代包括支援センターについてお伺いするんですけど、前に私が質問したとき、和光市の話をしたと思うんですけど、このときにこの子育て世代包括支援センターでは、例えば子供を産んだ後、誰も応援してくれる人がないという人が出産して退院してきた後、そういうヘルパーさんの派遣みたいなことまで考えていたと思うんですけど、ここには相談して助言・指導するだけなんですか。やっぱり本当に必要なそういう支援というのは考えられないんですか。

○こども健康部長（井上さよ子君） この子育て世代包括支援センターの図を示しております中には、産後ケア事業というところ、下のグリーンの枠の中の産後の中央の欄に訪問型産後ケア事業としてありますが、そこが一つ、出産直後の母子の御家庭に参りまして、現在行っております赤ちゃん訪問の内容よりもより深みのある時間をかけまして、個人負担も若干いただくことにはなると思いますが、半日近い時間を費やしてお話を聞いたり、乳房管理の御相談に乗ったり、そんな形の支援を一つ入れることを予定しております。

和光市のような家事支援にまで結びつくというようなことも、他市ではそういったメニューも持ってはおりますけれども、健康増進課で母子保健に対するこういったニーズに対する若干調査をしまして、どういった支援が一番望みますかというようなお尋ねの中で、まずこの形に取り組もうというふうで準備を進めているところでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、今はつくったばかりですからあれですけど、今後そういうことも考えていただけるということで思ってよろしいですか。というのは、私がおは、他市町村ですけど、そういう事例があつて、本当にそういうことが必要だという場合が出てくるんですね、場合によっては、誰の支援も受けられないという産婦さんが見えまして、やっぱり今後そういういろんな方が出てくるわけですから、私は本当に相談・助言とかケア事

業もいいですけど、もうちょっと具体的なケアサービスも今後、有料でももちろんいいと思うんですね、無料でなんていうことは言うつもりはないですけど、準備していただくと広くそれを利用してありがたいと思う方が絶対に出てみえますので、よろしくお願いします。

○**こども健康部長（井上さよ子君）** そういったサービスも視野には入れて検討はしたいと思っております。

今、有料で期間ずうっと恒常的に続けるというようなサービスではないんですけども、例えばこども課の家庭相談に入った支援を要する方に関しては、密な形で支援をいろんな方とつながりながらという、スポット的にはなりますけれども、そういった支援は行っておりますので、もう少し軽い方へのイメージをお持ちかと思っておりますけれども、そういった部分も考えてはいきたいと思っております。

○**委員長（伊藤 壽君）** ほかに質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項 3. キッズクラブ入室及び保育園入園状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**こども課長（河地直樹君）** よろしく申し上げます。

資料のほうは、4-1、4-2の2枚ですね。1枚目がキッズクラブ、2枚目のほうが保育園になっていきますので、それぞれ入園状況等について御報告をさせていただきます。

まずキッズクラブのほうをお願いいたします。

1. キッズクラブの申請児童数の推移ということで、折れ線グラフが3本あります。一番上が通年の全体の数字です。平成29年が1,244人に対して平成30年が1,227人とマイナス17人となりました。その下の点線が、四角のついた点線ですけれども、こちらが863人から905人ということでプラス42人となっています。それから一番下が長期の申し込みです。こちらのほうは平成29年が381人に対して平成30年の申し込みが322人という結果になりました。この結果からしますと、全体の数字はマイナス17人というふうに減っておりますけれども、見てのとおり長期のほうが減っておりますけれども、通年の夏休みだけじゃなくて平日も通して、1年間全てキッズクラブに預けたいという人がふえてきているということでプラス42人と。トータルとしてはマイナス17人というふうな結果になりました。

それから、2. キッズクラブの入室調整の状況についてです。

こちらは、12月に低学年の1年から3年の入室を申し込みしまして、年明けに高学年の入室申し込みを受け付けました。まずは低学年の入室調整を行いまして、低学年はまず優先的に入室をいただいたということです。

先ほどの通年42人ふえておりますけれども、低学年の通年が約50人ふえておりまして、この増加はほぼ低学年の方の申し込みがふえているということで、低学年の申し込みがふえていますのでその方を優先的に入れまして、高学年の方はどうしても待機のほうが発生して

いるという状況でございます。

あといっぱいになって入れなかった方に対しては、高学年の通年申請者の方に対しては、平日は難しいけれども、夏休みだけでも受け入れをさせていただくということで、通年から長期の振りかえを依頼して今調整をしている状況です。

教室の確保については、今、教育委員会と学校と引き続き協議を進めている状況であります。

数字のほうの報告ですけれども、一番左、不許可、こちらのほうは帰宅時に保護者がいない状況だということで判断をさせていただいておりますけれども、それが満たされていないというふうに判断したのが通年と長期で 40 人の方ですね。それから、先ほど申し上げた振りかえのほうで 51 人。待機者が 37 人という状況になっております。

3. キッズクラブの主な施設整備と受け入れについてです。

平成 30 年ですけれども、来年度からは今渡北小学校において、プレハブ校舎を新築しておりますので、これは学校のほうで使用される校舎ですので、放課後、学校で使用を終わった後、キッズクラブで使いたいということで、今、学校と協議をしておりますして、通年では 1 教室、長期については 2 教室お借りできないかということで、今、学校と御相談をさせていただいております。

それから、桜ヶ丘小学校キッズクラブ建てかえ、こちらのほうは既存のキッズクラブが老朽化したことに伴い建てかえたもので、3 教室体制で受け入れを行う予定にしております。

それから、平成 31 年度は、これは見込み、あくまでも予定ですが、今渡南小学校に平成 30 年度建築しまして、平成 31 年度に受け入れをしていきたいということを考えております。こちらのほうは今渡南小学校の校舎内の敷地を利用して新築をしたいというふうに考えております。

次に、4-2 の保育園のほうをお願いいたします。

今度は A 4 の縦の資料ですけれども、次は保育園の入園申し込み状況と入園児童数、それから確保の状況について御報告させていただきます。

まず一番上の表、こちらのほうが申し込み状況になっております。二重線で囲まれた部分が平成 30 年に入りたいということで申し込みを受け付けた人数です。こちらのほうが 375 人ということになりました。平成 29 年は同じように申し込みが 473 人ございまして、マイナス 98 人と 100 人近く減りました。こちらの要因として考えられるのは、平成 29 年にははぐみの森という大きな認可保育園ができましたので、そういうのを受けてニーズを掘り起こすような形で、一気に入園申し込みがふえたのではないかとこのように考えております。そういうのが一段落して、平成 30 年は 28 年と同程度に入園申し込みが落ちついたというふうに考えております。

次、2 番です。入園児童数になります。こちらのほうも平成 30 年が二重線で囲まれたところなんです。平成 30 年は合計でゼロ歳から 5 歳合計で 1,428 人という状況になりました。昨年よりもマイナス 37 人という結果となっております。こちらのほうは、下の米印にありま

すように、市内在住児童の市内外の認可保育園と、または地域型保育園に入園している児童数という数字になります。

以前も報告させていただきましたとおり、企業主導型が各市内で開園しております。こちら企業主導型に2月1日現在で入園している児童の方が、市内から入ってみえる方が地域枠と従業員枠を含め31人の方が企業主導型に入ってみえますので、それを合わせるとほぼ昨年と同じぐらいの入園児童数ということになるかと考えております。

その下は参考ですけれども、幼稚園のほうの数字を入れさせていただきます。

それから3番、確保の状況、利用定員について御説明をさせていただきます。

平成30年の確保の状況ですけれども、1,523人ということで、平成29年から比較してプラス50人になります。こちらのほうは下に書いてありますように、はぐみの森保育園が利用定員を20人ふやすということと、可児さくら保育園が増築に合わせて利用定員を30人ふやすということで、プラス50人増加するということになっております。

以前報告させていただきました子育て支援事業計画、先ほどパブリックコメントの報告がありましたけれども、その計画数値でいきますと平成31年については1,553人になるという見込みをしております。こちらのほうとしては、予定としてはめぐみ保育園の増改築による定員増を25名、それからはぐみの森保育園がプラス5人定員をふやしていただける予定ですので、30人の定員増を見込んでおります。こちらのほうも入園児童数と同じように、企業主導型の人数は含まれておりません。

あと参考に裏面ですけれども、今の幼稚園と保育園の状況です。幼稚園は9園、それから保育園は20園というふうになっております。認可保育園が10園、それから小規模保育園が3園と、最後に企業主導型保育園が見込みも合わせて7園という状況になっております。企業主導型については、定員が書いてありますけれども、定員のうち半分が地域枠ということで、こちらのほうは通常の保育園と同じ地域の児童を受け入れていただけるということになっております。

説明のほうは以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（富田牧子君） この前、企業主導型の保育園を見させていただいて、思ったよりすごくよくて、設備もよくていいところだなと思ったんですけど、1点、この企業主導型の保育園の保育料は、市に準ずるということはないわけですよね。企業に入っている人は多分もうちょっと安くなるけど、地域枠で入る人は結構保育料なんていうのは高くなるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうなのでしょう。

○こども課長（河地直樹君） おっしゃるとおり保育料につきましては、各園それぞれで決めています。全て市の保育料よりも高いか安いかということは、市の保育料も年収に応じて高い人もあれば安い人もありますので、年収に応じて企業主導型のほうが安かったりとか、企業主導型のほうが高かったりということがありますので、一概に全ての方に対し

て高い、安いということは言えない状況であります。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

ここで、この時計で2時15分まで休憩といたします。関係部課長以外の方は御退席を
いただいて結構でございます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時12分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項4の第5期可児市障がい者計画の策定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

○福祉課長（大澤勇雄君） 第5期障がい者計画でございます。平成30年度から平成32年度
の3カ年ということで、12月の委員会のほうで報告をさせていただきました。

パブリックコメントは、1月10日から1月31日まで実施いたしました。パブリックコ
メントについては、意見の提出はございませんでした。

2月27日に第4回目の策定委員会を開催いたしまして、市長への答申内容を決定いたし
ました。きのう、委員長、副委員長から市長への答申をいただきまして、きょうもう新聞の
ほうに大きくちょっと載せていただきました。

また、3月末までに製本をしまして各関係機関のほうに配らせていただこうと思ってい
ます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項5. 可児市国民健康保険税条例改正関連についてを議題といたしま
す。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） お願いいたします。

条例改正のほうは3項目ございまして、まず1項目めは、資料の5-1を見ていただきた
いんですけれども、平成30年度の税制改革大綱の中で、国民健康保険税の賦課限度額の改
正があります。改正の背景といたしましては、保険事業において保険税の納めた額にかかわ
らず誰もが同じ内容の医療給付を受けております。国は負担能力のある方に無制限に負担を
求めるものではなく、一定の制限を設けております。これを賦課限度額といいますけれども、
国はより負担能力に応じた負担とする観点と、あるいは被用者保険とのバランスを考慮しつ
つ段階的に引き上げてきております。

そこで国の今回の税制改革大綱の中で、医療分を4万円引き上げることが示されており、地方税法施行令が年度内に改正される見込みでございます。つきましては、地方税法施行令改正後、速やかに平成30年度賦課分から改正後の賦課限度額を適用したいと考えております。

2項目めは、今回の税制改革大綱の中には低所得者に係る軽減判定所得の引き上げが盛り込まれております。軽減の仕組みといたしましては、国民健康保険世帯の加入者の所得の合計が一定基準以下であれば、均等割、世帯割について軽減が受けられるというもので、平成30年度地方施行令が改正され、5割、2割の軽減の合計所得の金額の算定基準が変更となります。

資料は5-2でございまして、平成29年度は国民健康保険加入者数1人当たり27万円でしたが、平成30年度は5,000円引き上げられ27万5,000円となります。また、2割軽減では、加入者1人当たり49万円が1万円引き上げられまして50万円となります。

下段の表は、国民健康保険世帯の加入者数別に算出した軽減判定所得を年度別にあらわしたものでございます。

今回の改正は、保険税の軽減の対象者が広がることで納税者有利の改正ですので、地方税法施行令の改正後、速やかに平成30年度から適用できるよう国民健康保険税条例の一部を改正いたします。

3項目めは、地方税法条文の改正に伴うものでございまして、資料の5-3は改正の1項目めから3項目めまでを含めた条文の新旧対照表でございます。

説明いたしました改正は、根拠法令が年度内に改正される予定ですがけれども、まだ国のほうから通知が来ておりません。改正後、市条例の一部改正を専決処分させていただき、6月議会に報告する予定でございます。

施行日は平成30年4月1日でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項6. 第3期可児市特定健康診査等実施計画及び第2期可児市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） 昨年、この委員会で12月に説明させていただきました保健計画でございますけれども、両計画について平成30年1月10日から1月30日までの21日間、パブリックコメントを実施いたしました。結果、市民の皆様からの意見はありませんでしたので、原案をもって策定といたしまして、4月から本計画に沿った保健事業に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項 7. 平成 30 年第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） 平成 30 年度の第 1 回岐阜県後期高齢者医療広域連合の議会定例会が平成 30 年 2 月 7 日水曜日に開催されました。その中で、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決されたので、報告させていただきます。

資料は、ナンバー 6 でございます。

予算決算委員会の際に富田委員の質問で料率についてはお答えいたしましたので、省かせていただきます。

後期高齢者医療につきましても、2 番の保険料賦課限度額の改正でございます。平成 29 年度が 57 万円でしたけれども、平成 30 年度からは 5 万円上がりまして 62 万円となります。

3 番目でございます。均等割軽減判定基準額の改正でございますけれども、国民健康保険と同様、5 割、2 割がそれぞれ上がります。

それから、4 番目といたしましては、保険料の軽減特例措置を継続するための改正ということで、(1)にありますように、均等割軽減特例措置を平成 30 年度も継続して実施するよう改めました。

それと、(2)にございますように、被用者保険の被扶養者であった者に対する均等割軽減特例措置を改めます。今までは 7 割でございましたけれども、5 割の均等割軽減となります。

5 番目、住所地特例制度の規定は、先ほどの議案第 23 号と一緒に内容でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それではこの件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（富田牧子君） 4 の(1)のところですけど、9 割軽減者を除く所得の低い被保険者に対する均等割の特例を継続するということですけど、具体的にはどのようなことの内容になるのでしょうか。

○国保年金課長（高木和博君） 平成 30 年度からの被用者保険の被扶養者であった方の保険料の均等割額の軽減について、継続するというものでございまして、継続はするんですけども、7 割から 5 割に内容が変わるというものでございます。

○委員（富田牧子君） (1)の内容が(2)に連動しておるといいますか。

○国保年金課長（高木和博君） そういことです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項 8. 地域支え合い活動助成金交付要綱の改正（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） よろしく申し上げます。

資料のほうは、本日の教育福祉委員会資料の 7-1 と 7-2 にまとめてございます。

7-1 のほうですが、一番上には平成 27 年度からの実績がまとめてございます。この交付要綱につきましては、平成 27 年度に改正をしております、それから 3 カ年の状況がまとめてございます。

2 つ目の表ですが、利用件数と利用者数も昨年 9 月の時点ですたものですが、延べの利用件数とその時点での利用者数、若干推計値のところがありますけれども、このぐらいの方、1,500 人ほどの方がこの 3 つの区分の利用をいただいているという状況でございます。

今回の改正の概要でございますが、1 ページの下の方の 1 番と裏面のほうに 2 番、3 番、4 番その他ということが書いてございますが、1 ページ 1 つ目の改正内容が、いわゆるサービス B というところの考え方に基いて改正するところです。

先ほど来の説明をさせていただいておりますけれども、サービス B を考えていくときに、現在市で設けております会議体の中で協議を進めてまいりまして、現状既にどの生活支援もサロンもですけれども、要支援とかそういう認定のない方の区分なく地域のサービスは提供されているという実態がございます。

それで、そこに求めていくこととしまして、地域包括支援センター等ケアプランをつくっているところと連携をしていただくようなことをバックアップといいますか、後ろから支えていくような形をとりたいということとなりまして、単価は 100 円ではございますが、その分を上乗せしていこうという考え方としました。

表が載せてございますが、生活支援サービスでいいますと、現在 1 件のサービスについて 600 円を助成させていただいておりますが、その連絡調整費という意味合いを込めてプラス 100 円をして 700 円としております。ごみ出しにつきましては、現行 200 円でございますが、そこに 1 回のサービスで 100 円プラスしていくと。サロンにつきましては、1 人頭という補助金の助成の仕方はしておりませんが、要支援の方、地域包括支援センターからの紹介を受けて使っていただくようになれば、何かあったときに連絡をいただくということを前提に 1 人頭 100 円ということを上乗せしていこうというふうに考えております。

要件としましては、一番下に書いてございますが、今言いましたように地域包括支援センターからの利用要請を受けて、来てもいいよということで受け入れがしていただけるということと、何か住民の方でこういったことが気になるわとか、最近元気がないよというようなことの状況を地域包括支援センターとやりとりをしていただきたいということ。

それからサロンの場合ですが、この助成制度は月に 2 回以上という決めをしておりますが、このサービス B というものは、定期的で開催していただいているものということで位置づけ

をしたいので、週1回以上開設をいただいて、誰でも参加できるオープンなものということ
を要件としております。

それから、ボランティアの養成講座というものをこの4月からつくってやってまいります。
その市が行います講座に、どなたか団体から最低1人はそれを受けてくださいねと。本当は
全員ということを最初は言いたかったんですが、お一人でやっていらっしゃる中にも
中にはあるということなので、1人以上ということとしてしております。

以上がサービスBの内容でございます。

2ページのほうなんですけど、ここからは少しちょっと趣旨が違いますが、2番として現行
制度の問題点を少し整理しました。運営費の助成について月額上限がございます。サロンで
申し上げますと、今までは1回頭2,500円で月額上限が1万円という位置づけでやっており
ましたが、毎週やっていただくと5回やられる月があるということで、1万2,500円に上限
を変えたいと思います。

それから生活支援のサービスですが、今、月額上限2万円ということで実施してありまし
たが、回数で言うと25回分に当たります。ここが、今やっていただいている団体が6団体
あるんですけども、かなり超えているという状況がございますので、今やっていただい
ている団体の平均値を出しまして、45回程度までは上限を上げていこうというふうにして
おります。

それからもう一点、3番目の改正事項としまして、ハードといえますか施設整備に対する
助成ですが、ここに表を載せてございますが、現行は補助対象の上限100万円で補助率4分
の3、75万円を上限としております制度ですが、実は同様の制度が岐阜県の制度にもござ
いまして、県の制度もきちっと使って助成をしていこうということで、県が2分の1出すと
いう制度を持っておりますので、この部分はその制度の活用も含めて、補助率は落ちる格
好になりますけれども、2分の1で上限は50万円というふうに改正をしようと思ってお
ります。

その他のところでございますが、実は送迎用の自動車、いわゆる移動支援サービスに対す
る送迎用自動車の経費の助成の関係ですが、NPO法人の場合は、市から法人へ自動車購入
経費について助成ができるというふうに国土交通省のほうから通知が出ておりますので、今
後、移動支援サービスを検討する法人が出てくれば、この要綱の中で助成できるように予算
措置とこの要綱の改正を行っていこうということでございます。今回の改正にはこの部分は
盛り込んでおりません。

資料7-2のほうが今御説明をさせていただきました改正点、1、2、3あるわけですが
けれども、それぞれを表に落とし込んだものでございまして、中ほどに現行と改正案という
ところがございまして、上のほうからサロンでいうと月額上限が変わります。

それから、サービスBとして、あるいは要介護認定を受けた方もケアマネジャーと連絡す
るよというようなことであれば、そこに100円の上乗せをしていく。

生活支援も同様でございますし、月額につきましては先ほど説明させていただきましたと

おりです。

それから、ごみ出しにつきましては、生活支援サービスということで100円のプラスと、ただ安否確認のみの活動をなさる場合につきましては、この上乘せはしないという考え方でございます。

以上が改正の内容でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関して質疑を行います。

○副委員長（田原理香君） ちょっと教えてください。

基本、これは地域包括支援センターが調整役になると思うんですが、そうすると民生委員さんから聞いたものも、まずはできるだけ地域包括支援センターに上げてもらうということではよかったのでしょうか。これはどういう流れですか。民生委員さんから、ちょっとあの方はこういうことを見たほうがいいんじゃないか、ごみ出しをやってほしいと言っていたよというのを、地域のほうに言ってきたものについては、地域包括支援センターのほうに言ってもらう、もしくは私たちのほうから、その地域の人たちから地域包括支援センターに言ってもらうということなんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） お元気な方につきましては、今までどおりの考え方で地域で展開をしていただければというふうに思っております。要支援認定の方、要介護認定の方、あるいは総合事業の対象になっておられる方については、ケアプランを地域包括支援センターなりケアマネジャーがつくるわけですので、そこから地域の団体をお願いをさせていただいて、サービスを一緒になって提供してもらえればというふうに思っております。

○副委員長（田原理香君） 今までの現行の600円とかいうものにおいては、これはその団体に入るということのままでよかったんですね。個人に、やられた人件費には行かなかったんですね。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） はい、御指摘のとおりで団体の活動助成という意味合いですので、団体のほうへ交付をさせていただいておりますし、今後もそうします。

○委員（富田牧子君） それで、利用する人の利用料は、前も聞いたと思うんですけど、わからないもんで聞くわけですが、団体にはこれだけの補助があるという話はわかりましたけど、利用者については、負担はどのようでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 利用者の負担につきましては、この中で定めているわけではないわけですし、各団体の中でお決めになった中でそれを尊重していくという考え方です。

○委員（富田牧子君） 現行ではどのような、それぞれの団体によって違うと思いますが、幅はあると思うけど、例えば一例を挙げていただければよくわかりませんが。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ごめんなさい、ちょっと今すぐは記憶にございませんので、何百円かというところで設定をそれぞれさせていただいておりますが、ごめんなさい、ちょっと一例を申し上げることができないので。

○委員（富田牧子君） わかりませんがというふうではちょっといけないんじゃないかと思うわけですね。介護保険の利用料が1割、2割、今度3割になるということもありますけど、

いろいろなものによって。利用料はそのように発生しているわけですから、これは介護保険の中から総合事業のほうにお金が出るわけですね、サロンに幾ら分けるとしても。そうすると、やっぱり利用者の利用料金というのは、ある程度きちっと定めておくということは必要ではないでしょうか。まさかただでやってあげるとかそういうことではないと思いますし、それがわからないと、例えばいろんなケアマネジャーさんがここを紹介しますよ、あそこを紹介しますよと言っても、そこをわからないとなかなか行きにくいんじゃないでしょうか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 済みません、わからないというのは、今手元になくてわからないということでございまして、把握はしておりますけれども、それぞれサロンにつきましても、例えば1回200円、あるいは300円でやっていただいているところもありますので、ごめんなさい、ちょっとそういうふうで御容赦いただきたいと思いますが、もちろんこの説明をさせていただく中で、介護給付のほうは1割の自己負担で提供しているわけですので、それを尊重したことでお願いしていくということは、私のほうからお願いしていく考えです。

○委員（出口忠雄君） ちょっと1つ教えてもらいたいですけど、移動サービスに使う車の購入なんですけど、これは新車、中古車問わないのか。

あともう一つ、ランニングコストについての助成なんかもずっとあるんですかね。以上2点お願いします。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 自動車の購入経費、移動支援サービスの場合ですが、これは別に車種であるとか、新車、中古車というような区分はありません。

ランニングコストにつきましては、そもそも地域で行われる移動支援サービスとして運輸局のほうで認めているのは、実費相当額だけは利用者からもらってもいいですよ。それ以外の経費につきましては、公共からも利用者からももらっちゃまずいですよということを言っておりますので、そこについての助成はありません。

○副委員長（田原理香君） 済みません、改正案で700円というのは、さっきの地域包括支援センターのも合わせてこの700円は可児市から来るやつですね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） はい、そのとおりです。

○副委員長（田原理香君） ということは、まだこれは国の介護保険のものを使うということではないですかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） ごめんなさい、市から700円助成をさせていただきまして、この100円部分につきましては、総合事業の経費として支弁をしますので、それに対しては補助率があって、国・県からあるということです。

○副委員長（田原理香君） 先ほどの現行の600円というのは、人件費には使えなくて団体のほうに行くということで、前々からちょっと補助金とか助成金を使わなきゃいけないということをよく聞いていたんですが、そうすると、例えばごみ出しだとすると、サロンだとそれにかかわる食べ物だったり、講師を呼ぶだったり経費として使えるけれど、ごみ出しだとせいぜいチラシをつくるとかぐらいで、なかなか経費として200円が賄えないという話を聞きましたが、その辺についてはどうやって考えたらいいでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この助成額は、その団体の活動に係る運営経費の助成という位置づけです。ですので、ごみ出し、あるいは安否確認というものは、今おっしゃるよう
に必要経費というものが非常に少ないであろうということを思います。ですので、この部分
についてのところはその団体の事務費というようなところに充てていただくという考え方で
すね。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方ございませんか。

○副委員長（田原理香君） あと、資格でボランティア養成講座の修了者がいることというこ
とで、それも代表で1人でということで、これって国の総合事業の資格を使おうとすると非
常に緩いような気がします。これは何らかの規定があるものなんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ボランティアの養成講座というのは、今年度もやっており
ます。そこには地域のボランティアとして高齢者に接するための心得といいますか、心構え
でありますとか、高齢者への接し方というようなお話から、今年度は実際の介護に当たる、
例えばベッドからの移乗ですとか、車椅子での操作方法とか、そういったことも実技編みた
いなものも織りまぜてやっております。ここで想定している講座につきましては、それプラ
ス、総合事業としてやっていただくために最低限気をつけていただかないといけないことも
きちっと伝えながらという項目も加えながらやっていく予定です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項9. 可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）につい
てを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 済みません、お手元に本日の委員会資料8でホチキスどめ
して配らせていただいております。

こちらのほう計画につきましては、12月の議会で概要を説明させていただきましたが、
そのときにこういう形でコピー機でかけたものをお配りしております。

その中の第5章の部分、ページでいうと73ページからなんですけれども、この中で78ペ
ージ以降、いわゆる介護給付費の見込みのところの数字がまだ12月の時点では空欄となっ
ておりましたので、今回、数字を最終的に固めたものを載せさせていただきます。この第
5章の部分丸っと差しかえのような形で、前回配らせていただいたものから差しかえをい
ただければというふうに思っております。

最終的に製本したものにつきましては、3月末の納品を予定しておりますので、またでき
上がり次第、議員の皆様にも配付をさせていただきたいというふうに思っております。

加えて先ほど来、ほかの計画でもそうですが、この計画につきましても1月にパブリック
コメントを行いました。残念ながらといいますか、市民からの御意見等ございませんでした
ので、この計画の実行について4月から進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項 10. 介護保険制度改正に伴う規則の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 委員会資料の 9 番に規則等の一部改正ということで、3 点報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、条例のほうを説明させていただきましたが、関連するところで、言ってしまえば国の介護保険制度の改正に伴う規則改正ということでございますが、この 3 つがございます。

1 つ目は地域密着型サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則というものがございますが、この中で地域密着型通所介護というところがございます。市内には現在、この事業所はございませんが、この中に第 4 節というところで追加をしまして、共生型サービスというのが位置づけられましたので、これは県指定のところでは、通所介護、訪問介護、短期入所、生活介護といったところと同じ項目が出てまいります。市の規則においては、地域密着型通所介護の中に共生型サービスを位置づけさせていただきます。

このサービスにつきましては、午前中でも御説明をさせていただいたかもしれませんが、障がい福祉制度のサービスを使っていた方が介護保険のサービスを使うようになったときに、障がい福祉制度のサービス事業所がこの地域密着型通所介護の指定を受けられることとなりますよということを追加しております。

それから、介護医療院というものが制度上、介護保険の施設の中の一類型として平成 30 年度からつくられる予定です。これも当面、市内には事業所はございません。今、介護療養型医療施設というものがございます。市内ですと藤掛病院にございますが、これが 6 年の間に移行していくというふうに設定をされておりますが、今すぐ移行ということではございません。こういったものができますので、条文の中に出てくるところがございますので、そういった言葉をつけ加えていくというような内容が主なところでございます。

それから、(2)としまして地域密着型介護予防のサービスのところでございますが、介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則でございますが、こちらのほうも改正としましては、介護医療院という言葉を追加していくということと、居住系サービスということが書いてありますけれども、これは具体的には介護予防、要支援の方のグループホームですが、身体的拘束の適正化と書いてありますが、身体的拘束を行うことは禁止されておるわけですが、やむを得なく実施しなければ、家族の同意を得てということですが、する場合に事業所としてやらなければいけないことを基準の中に定めております。具体的には検討委員会の開催でありますとか、事業所における指針整備、それから職員に対する研修実施というようなことを義務化しているところでございます。

それから3点目ですが、これは条例でございましたが、指定居宅介護支援事業所、ケアマネジャー事業所に関して市の指定となりますが、それに関する規則を新設いたします。これは先ほどの条例のところと同じでございますが、ここで定めることとしましては、指定申請の受付とか変更の届け出等の具体的なところを定める規則を設ける予定でございます。

このような改正がございますので、御報告をさせていただきます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時01分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項1. 常任委員会での課題抽出（所管事務調査事項）についてを議題といたします。

これまでの委員会の課題のほかに、今期定例会の議案審議や一般質問、本日の予算質疑などにおきまして、改めて取り上げて調査していくべき課題だというものがあれば、御意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

○副委員長（田原理香君） 予算のときに出了ました、伊藤議員からもありましたキッズクラブでの職員の方の処遇改善ということについて、やはりこれは、これからキッズクラブでも大勢の子供たちが来ることで、先生方におきまして、おやつのお買い物から、それから夏におきましてはその内容についても彼女たちが考えて、なおかつその準備もするというところで、早朝から夜までということなので、非常に人を出すというのが苦勞されているということにおいては、やはり何らかの思い切ったことが必要じゃないかというふうに思ひまして、どうしたものでしょうとここで提案するところです。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいまの田原委員のほうからキッズクラブの職員の処遇改善についてというのを取り上げていったらどうかというお話がありました。この件に関しまして御意見がありましたらお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 前もたしか言ったと思うんですけど、この処遇改善という問題については、キッズクラブだけでもないので、ちょっとキッズクラブだけというふうには難しいんじゃないかなというふうに思うんですけど。そういう意味では、本当に保育士さんだとなかなか上げてもらっていないし、今、保育士さん、介護士さん、みんな問題になっているわけですね。介護士さんは可児市の直営のところは別にありませんので。だと思っんですけど。

これってそうすると、予算を伴う提案になりますよね。それは私たちでもできないんじゃないかというふうに思うんですけど、それはどうなんでしょうか。言葉で処遇改善というだけでいいのか、どうなんですかね。

○委員長（伊藤 壽君） 処遇、賃金等まで踏み込んでということになりますかね、処遇改善というのは。

○副委員長（田原理香君） 今おっしゃるように、本当にいろんな多岐にわたってのことだろうというふうに思います。だけれど、なかなか何かきっかけがあって進めていけない限り、突破口がないわけなので、まず賃金ということにおいてメスを入れて執行部のほうに考えていただくということの、そういうのって何ていうかわかりませんが、そういうことを考えて来年度、予算、または条例だったりをあわせて考える必要があります、考えてくださいみたいな、何かそういうのってどういふのがありますか。できませんかね。

○委員長（伊藤 壽君） 要望みたいな形になる。
暫時休憩といたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時11分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

キッズクラブの臨時職員の処遇改善という課題も出ましたが、これにつきましては委員会としては取り上げていけないということでもよろしいでしょうか。それぞれの委員がこれからも注視、関心を持ってこれには取り組んでいくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。よろしくお願ひします。

ほかにもしあればあれですけど、ただ現在も継続課題として取り組んでいくということにしておりますのは、可児市の駅前の子育て健康プラザ、この件の施設の進捗とか活用については、まだ課題として継続しておりますので、これにつきましては、またほぼ施設が完成に近づきます4月早々に現地のほうを視察したいなというふうに思っております。そこでまた何か意見があれば意見交換をしていくというようなことにさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ課題としては、地域包括ケアシステム、これはまだ何年かかかってのシステム構築ですので、これについても課題として常に状況等を調査、研究していくというようなこともありますんで、この2点についてはまだ課題として残っております。

そのほかございましたら、特にというのがありましたら意見を言っていただければと思います。

よろしいですか。

○委員（天羽良明君） 委員長が代表質問をしていただいた2学期制の検証、これから進んでいくわけですので、分析を我々が報告として聞けるように注視していければなと思ひますの

で、お願いしたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） その件についても何かあれば。

○委員（富田牧子君） それは何、課題としてここに上げるという意味ですか。そうではなくて、さっき2つの課題があるという中にもう一個入れて、2学期制の話も入れるということですか。意味がちょっとわからないんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） 私のほうからでいいですか。

その件に関しましては、4月からもう始まりますので、これも検証についてはどうあるかというのは私どもが見ていく必要があると思いますが、特に委員会の課題、テーマとして取り組むことでもないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員（富田牧子君） そのように思います。それで検証というのは、結構長い期間かかるもので、私たちの任期はもうじき終わるわけですね。だからちょっと、お子さんもお見えになるので、感じられることがいろいろあったら、また言っていただくということで、委員会としてというのはちょっと無理があるんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） じゃあ済みません、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

特にないようでございますので、この件に関しては以上とさせていただきます。

〔「子育て健康プラザの開館前の視察については」の声あり〕

その件に関しましては、正・副委員長でまた所管課のほうと打ち合わせまして、皆様にできるだけ早い時期にお知らせしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

あと一つ、特にありましたらですが、議会報告会実施会議、これが5月に開催されますので、そのテーマとして、もしこの所管委員会でのテーマとして取り上げていただきたいという案件がありましたら御提案をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特になければあれですが。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、特にないようですので、この件に関しましては終了いたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか何かございましたらお願いたします。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時16分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 9 日

可児市教育福祉委員会委員長